

# 平成27年第1回美幌町議会定例会会議録

平成27年 3月 5日 開会

平成27年 3月23日 閉会

平成27年 3月17日 第9号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 1 2 号～第 4 2 号

○出席議員

1 番	新 鞍 峯 雄 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	中 嶋 すみ江 君	4 番	上 杉 晃 央 君
5 番	早 瀬 仁 志 君	8 番	岡 本 美代子 君
副議長	9 番 坂 田 美栄子 君	10 番	吉 住 博 幸 君
11 番	橋 本 博 之 君	12 番	宗 像 密 琇 君
13 番	大 原 昇 君	議長	14 番 古 舘 繁 夫 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明者員

美 幌 町 長	土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長	沖 田 滋 君
農 業 委 員 会 長	鈴 木 幸 往 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	松 本 光 伸 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	平 井 雄 二 君
民 生 部 長	藤 原 豪 二 君	経 済 部 長	広 島 学 君
建 設 水 道 部 長	矢 萩 浩 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	植 木 恒 則 君	事 務 連 絡 室 長	中 村 敏 文 君
総 務 主 幹	田 村 圭 一 君	電 算 主 幹	河 端 勲 君
ま ち づ くり 主 幹	露 口 哲 也 君	総 合 計 画 主 幹	那 須 清 二 君
財 務 主 幹	小 室 保 男 君	契 約 財 産 主 幹	石 坂 聡 君
税 務 主 幹	田 中 三 智 雄 君	環 境 生 活 主 幹	大 場 正 規 君
児 童 支 援 主 幹	武 田 孝 司 君	福 祉 主 幹	谷 川 明 弘 君
健 康 推 進 主 幹	佐 藤 和 恵 君	農 政 主 幹	渡 辺 靖 行 君
耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹	小 室 秀 隆 君
建 設 主 幹	川 原 武 志 君	建 築 主 幹	中 沢 浩 喜 君
水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君	病 院 総 務 主 幹	但 馬 憲 司 君
事 務 連 絡 室 次 長	三 上 猛 君	教 育 長	平 野 浩 司 君
教 育 部 長	高 木 恵 一 君	学 校 教 育 主 幹	石 澤 憲 君
学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君	社 会 教 育 主 幹	荒 井 紀 光 子 君
町 民 会 館 建 設 主 幹	斉 藤 浩 司 君	ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	佐 藤 修 君

農業委員会事務局長 西 俊 男 君

選挙管理委員会事務局長  
監査委員室長 小 西 守 君

○議会事務局出席者

事務局 長 高 崎 利 明 君

議事係 長 水 上 修 一 君

次 長 橋 本 美 典 君

議事係 長 寺 田 好 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから平成27年第1回美幌町議会定例会第13日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番橋本博之さん、12番宗像密琇さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、高木監査委員、遅参の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第12号から  
議案第42号まで

○議長（古舘繁夫君） 日程第2 議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についてから議案第42号平成27年度美幌町病院事業会計予算についてまでの31件を議題とします。

疑問点の聞き取りのために、暫時休憩をいたします。

再開はおおむね3時ちょうどをめぐりまして、状況に応じて再開いたしますので、御了承願います。

休憩します。

午前10時02分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第12号美幌町自治基本条例の一部を改正する条例制定についての質疑を許します。

5番早瀬仁志さん。

○5番（早瀬仁志君） 第2項で、「行政は、行政基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものとします。」という文言でありますけれども、流れからしますと、「経るものとする。」という言葉が適切ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（平井雄二君） ただいまの質問でございますけれども、参考資料の8ページに改正内容、それから、9ページに新旧対照表が載せてあるかと思えます。自治基本条例の表記については、条例によって、あるいは、法律によっていろいろと表現が異なりますけれども、自治基本条例におきましては、新旧両方とも書いてありますけれども、「策定します」ですとか、「します」体というものを基本的に用いておりますので、そういった面で統一を図っているものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第12号の質疑を終わります。

す。

議案第13号美幌町行政手続条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

議案第14号美幌町法令遵守の推進に関する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） この間、簡単に説明はいただいたのですが、参考資料を見ますと、平成26年度の人事院勧告による給与制度の総合的見直しに伴う条例の一部改正ということなのですが、民間の賃金の低い地域における官民給与の実情により適切に反映するために給与表水準を2%引き下げとなっておりますけれども、引き下げに当たって、例えば、職員組合との交渉ですか、そういうところの説明責任というか、そういうところでの話し合いはどうだったのかなというふうな思いがあって、今回、質問させていただいたのですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 坂田議員の御質問にお答えいたします。

今回の職員の給与に関する条例の一部改正ということで、人事院勧告に基づきまして、平均2%、給与を削減するというごさいますので、職員組合のほうにも、この提案の内容を申し入れいたしまして、組合交渉を得

て、今回、提案をしているものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 例えば、この2%引き下げによって、子育て中とか、これから、子供たちの進学に向けてのちょうど40代、それから、50代前半の職員たちが対象になるのかなというふうな思いなのですが、こういうところでの話し合いも十分なされた上での、今回、組合との妥結だったのでしょうか。そこら辺のことをもう一度お伺いさせていただきます。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 組合との交渉の中での子育て世帯といいますか、そういう内容の話はあったのかということですが、交渉の中では、給料表を削減2%ということで提案をさせていただきました。今回の提案につきましては、直ちに4月から給料表を下げるということではなくて、3年間の減給補償を行うということで、激変緩和の措置をとらせていただいて、改正をするということでございますので、そのような内容で交渉をしているところでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 参考資料にあります育児、介護の職員の早出・遅出勤務の関係は、こういう規定を設けられて、7時間45分を変えることなく、本人の都合で始業・終業を繰り上げ、繰り下げということで、これは非常に制度としてはいいことだと思うのですが、ところで、美幌町職員の中に、こういうものを適用して、今後申し出が出てくるような、要望とかがこれまでもあったのかどうか。もし、そういう希望、ぜひこういうものでお願いしたいというような職員からの意向があれば、お聞かせください。

○議長（古舘繁夫君） 総務主幹。

○総務主幹（田村圭一君） 育児または介護

を行う職員の早出・遅出勤務の関係でございますが、現在の職員では、育児の関係でこの規定に該当するというようなことで職員がいるところでございます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号美幌町税条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第18号の質疑を終わります。

議案第19号美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第19号の質疑を終わります。

議案第20号美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号美幌町地へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第21号の質疑を終わります。

議案第22号美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今回の年齢改正は、小学校6年生までということで広がっていくのですけれども、これは、いろいろと学校の余裕教室というか、そういった部分なんかを含めて、簡単に6年生、もちろん、高学年は利用する子供さんはそう多くはないと思うのですけれども、大体6年生まで最大限受け入れをしていくのは、町のほうとしては、どれぐらいの期間でそういう体制を整えようとしているのか、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現在の施設の状況等がございまして、おっしゃるとおり、全員を収容できるというようなことにはなっておりません。それで、当面は、現行の3年生までを受け入れる形です。少子化の影響もございまして、その要望等を取りまして、6年生までできる施設があればそれをしていきたいというようなことで、収容する人数によって応じていきたいというふうに今のところ考えております。

○議長（古舘繁夫君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） そうすると、平成27年度も現行のままの3年生までで、例えば、1学年延ばして4年生まで受け入れするとか、そういう対応は今のところ考えられていないと、27年度に関しては。そういうふうに受けとめていいのですかね。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現在、学童保育所の利用者について申し込みをとっております。それで、やはり、美幌小学校であれば60名近く希望がございまして、平成27年度についてはちょっと厳しい状況というようなことになっております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 受け入れ施設の拡充の問題で、希望は出ているが、当面は無理だろうということなのですが、条例を改正していける状態にあるので、補正なども含めて検討するということでは対応できないのでしょうか。

現瞬間では、どれぐらいの希望があるかまだわからないという状況がある時点まではあったのだと思うのですが、要望を取りまとめた結果、入れ物が小さいということが判明したその時点で、やはり、条例に従って入れ物を整理するというのが中身ではないかというふうに思うのですが、その余地、スペースそのものが絶対的にないということなのか、それとも、予算を組めば可能であるということなのか。もし予算を組めば可能だということであれば、それは受け皿の整備をするということではないかというふうに今お聞きしたのですが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現在の学校の状況を申し上げますと、特別支援学級等がございまして、やはり空き教室がないというような状況でございまして。

それから、当町は、児童館がなくて、学校

の一部を学童保育所に使っているというふうな状況もございまして、新たな施設を建てるといことにはなりませんので、やはり学校内の空き教室を活用するというような方法をとらざるを得ないということで、現状としては、新しい施設をつくるということにはなっておりませんので、学校内の施設で賄える部分でやっていきたいというような方針でございまして。

○議長（古舘繁夫君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 児童の数が減っていくという状況も若干ありますので、しかし、見通しとして、いつまでも、条例では小学校卒業までいいよと。しかし、受け皿がないというのが何年も続くというのは適当ではないというふうに思うのですが、見通しは、差し迫って、どうなのでしょう。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 本町の場合、あるデータをとりますと、小学校高学年になることによって、例えば、スポーツ少年団に行ったり、学童保育の登録者数はいるのですが、実際には通わない子供がいたりということがございます。ですから、その辺、調査をしまして、どれだけ収容できるかということの中で、今後、検討していきたいというふうに思っております。

実際に子供たちは高学年になりますと野球だとかそういうところにも行きますので、その辺を調整して、今後、できる限り早い時期に受け入れができるようにというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第22号の質疑を終わります。

議案第23号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

9番、坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 条例が新しくなることによって、働くお母さんたちは、1カ月12日間以内、24日から72日間になって、かなり利用者が喜ばれる状況ではあるかなと思ったのですけれども、ただ、今、本当に働く親が多くなってきているのと、それから、病気で子供を見られないとかいろいろ状況が出てきているようなのです。その中で、72日間という6カ月かなというふうに思いますので、これはそういう計算で出されてきているのかなとは思いますが、もう少し期間的に長くなる要素というのは全くないのかなというふうな思いなのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（武田孝司君） 今回の一時預かりの日数につきましては、72日間、就労に対して設定させていただいた理由につきましては、議案第19号ですね、ちょっとお話ししたと思うのですが、新しい制度においての保育を必要とする量が、1カ月48時間以内は保育所に入ることができないということで、48時間以内の保育をしたらどうしようかということで一時預かりで対応しようということから、今回、72日まで限度額を引き上げたものであります。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） あくまでも一時預かりということですので、これ以上になると、やはり、通年の保育園で受け入れるというような形になろうかと思えます。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第23号の質疑を終わります。

議案第24号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第24号の質疑を終わります。

議案第25号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、質疑を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 資料21の参考資料の76ページに、第91条のところには自己評価のことがうたわれているのですが、これは、自己評価基準とかそういったものは、具体的に、今でなくてもいいのですが、定まったら、どんなような自己評価をするのかまた教えていただきたいのが1点と、それから、次の第110条関係で、グループホームは1ユニットさらに追加できるように今度はなるようではありますが、現在、既存のグループホームでこういったものを受けて、近い将来、ユニットを増設するとか、そういうような動きみたいなものがあるならば、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（藤原豪二君） 現在でも、外部評価といいますか、それぞれの評価を行っておりまして、それで、今回の改正につきましては、一定の公表する仕組みの一部整理を行ったというような形でございます。現行もこういう評価の制度はございます。

それから、現在、そういう増設を希望している、あるいは予定しているところがあるかということですが、現行のところ、そういうところは把握しておりません。

○議長（古舘繁夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第25号の質疑を終わります。

す。

---

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会すること決定しました。

---

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

午後 3時54分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員